

(前文)

上越地域の市町村は、日本海の恵み、そして頸城の山々と大地の水と緑に恵まれた四季折々の美しい自然に抱かれ、こまやかな人の心と文化をはぐくみながら、それぞれの歴史を刻み、栄えてきました。

しかし、近年の少子高齢化の急速な進展と地方分権の時代の幕開けは、住民に最も身近な行政と住民自治の在り方を今一度考える契機となりました。

私たち上越地域の14市町村の住民は、地方分権時代の幕開けを地域の新たな飛躍への希望と捉えて、「豊かさ、安らぎ、快適な生活を市民が支えあう自主自立のまちづくり」という基本理念の下、平成17年1月1日、新しい上越市を出発させました。

新しい上越市は、それぞれ歩んできた歴史とはぐくんできた文化、そして恵まれた自然を地域資源として大切にしながら、一つのまちとして、ともに支えあって、みんなが安全に安心して快適に暮らせるまちとして私たちが自らの手でつくり上げ、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、私たち一人ひとりが、お互いを理解し、人を大切にする心と郷土愛の意識をより一層はぐくんでいくとともに、まちづくりの主体として、私たちの生活に最も身近なところから行政運営に参画し、行政と協働でまちづくりを進めていくことが必要です。

このような認識を共有し、私たちがまちづくりの主体となって自主自立のまちづくりを進めるための住民自治の最も基本的なルールとしてこの条例を制定します。

(1207 協議済)

(目的)

第1条 この条例は、本市における住民自治の基本的な理念と住民自治に関する基本的な事項を明らかにし、もって、市民が主体となる自主自立のまちづくりを推進することを目的とする。

(1207 協議済)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

各号 略

(基本理念)

第 条 まちづくりは、市民一人ひとりが自ら考え、市民参加、市民参画及び協働の下、市民が主体となって推進しなければならない。

(市民参加及び市民参画の原則)

第 条 市民は、誰でもまちづくりの主体としていつでも市民参加及び市民参画をすることができる。

2 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに関心を持ち、まちづくりに対する意識を高めるように努めなければならない。

3 市及び議会は、市民の市民参加及び市民参画の権利を保障するとともに、これらに関する制度を市民に分かりやすい制度とするよう努めなければならない。

※ 個別の条文にそれぞれ規定するのと、市の責務、市民の役割として、まとめた方が分かりやすいのかを今一度、議論する必要あり。

(協働の原則)

第 条 協働は、市民、市及び議会が対等な関係の下、行われなければならない。(※定義からすると疑問有)

2 市民、市及び議会は、それぞれの責務及び役割を明確にするとともに、相互の信頼関係の構築及び向上に努めて、まちづくりを推進しなければならない。(※ 線部は、この条例で明らかにされるのに規定することはおかしいのではないか。)

(まちづくりの理念)

第 条 まちづくりは、地域の助け合いの精神の下、あらゆる市民が安全で安心な暮らしができるようにすることを基本として行われなければならない。

第 条 まちづくりは、各地域の特色をいかすとともに、全市的な視点での各地域の平等に配慮することを基本として行われなければならない。

第 条 まちづくりは、あらゆる差別を許さず、市民一人ひとりの人権を尊重し、お互いを人として認め合うことを基本として行われなければならない。

2 まちづくりは、高齢者、子ども、障害を有する者その他暮らしていく上で社会的な支援を必要とする者を地域で守ることを基本として行われなければならない。

第 条 まちづくりは、男女平等の精神の下、男女共同参画の保障を基本として行われなければならない。

※ 理念と目的・目標をきちんと整理して規定した方が分かりやすくなるのではないか。

(市議会)

第 条 市議会は、市民の負託を受けて選ばれた市民の代表によって構成される意思決定機関であり、かつ、適正な行政運営を監視すべき機能を有する機関であることに鑑み、全市的な視点及び私たちのまちを健全な状態で次世代に引き継ぐための視点に立って、その機能を果たさなければならない。

2 市議会は、市民の負託を受けて選ばれた市民の代表によって構成されていることに鑑み、次に掲げる事項を基本として運営されなければならない。

- (1) 議会の運営の透明性を確保すること。
- (2) 市民への説明責任を果たし、市民との信頼関係を確保すること。
- (3) 市民の意見を聴き、その意見を議会運営に反映させること。

※ 議員個人の責務をどうするか？

(都市内分権)

第 条 市は、補完性の原理に基づき、その行政運営がより市民に身近なところで行われるよう都市内分権の在り方を研究し、その成果を行政運営に反映させなければならない。

(市民投票制度)

第 条 市長は、市政運営に係る重要事項について、広く市民の意見を確認しその意見に沿った決定をなすため、市民投票を実施することができる。

2 本市の住民基本台帳に登録されている年齢満〇〇歳以上の者は、市政運営に係る重要事項について、その総数の〇〇分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して市民投票の実施を請求することができる。

3 市議会の議員は、市政運営に係る重要事項について、その定数の〇〇分の1以上の者の賛成を得て、市民投票の実施を発議することができる。

4 前3項の規定による市民投票の対象者は、年齢満〇〇歳以上の者で本市の住民基本台帳に登録されている者とする。

※ 外国人を対象とするか否か、何歳以上を対象とするかなどは、この条例で定めておいた方がよいと考えます。

5 前項に定めるもののほか、第1項から第3項までの規定による市民投票の実施方法は、別に条例で定める。

6 市長は、第1項から第3項までの規定による市民投票が実施されたときは、その結果を尊重して市政運営を行わなければならない。

(この条例の位置付け等)

第 条 この条例は、本市における住民自治について、本市が定める最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定、改正又は廃止に当たっては、この条例を尊重して、この条例との整合を図らなければならない。

(改正手続)

第 条 市長は、この条例の改正又は廃止を提案しようとするとき（地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の規定に基づく付議である場合を除く。）は、あらかじめ第〇条第1項に規定する市民投票を実施し、市民の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項の市民投票の結果、その対象者の過半数の賛成が得られなかったときは、この条例の改正又は廃止を提案してはならない。

3 議員は、その定数の〇〇分の1以上の者の賛成がなければ、この条例の改正又は廃止を発議してはならない。

※ 地方自治法第112条第2項の規定では12分の1以上の賛成と定められていることから制限が可能か疑問あり